

「海老名市自治基本条例」

検討しています

市では、「海老名市自治基本条例」の制定に向けた準備を進めています。

これまでに公募市民を中心に組織された「海老名市自治基本条例策定検討委員会」による条例骨子案の提言書が提出されており、市では現在、これをもとに、市議会の意見などを踏まえながら、同条例の素案を作成しています。

★「自治基本条例」とは
自治基本条例とは、海老名市の「自治」の基本となる

市政の現場から

市政の現場から

海老名市は駅前を中心に都市化が進む一方、その周辺には田園風景が広がっており、それが市の大きな魅力になっています。

しかし近年、農業従事者の減少で、残念ながら耕作されない農地が増加し、農地の荒廃が進んでいるのが現状です。

農地を守り、海老名の魅力である田園風景を守っていくことは、より良い自然環境を保つ上でも大変重要で

そのため、市では現在「農業振興プラン」の策

る条例です。海老名市としての統一した理念のもとに、「市民」「市議会」「市長（行政）」が連携し、海老名市の施策に関する基本理念や市政運営を定めるものです。

条例は、憲法に保障された地方公共団体の自治権に基づいて定める市の自主法で、市議会の議決により成立します。

このため、「自治基本条例」は、市民の代表によって定められる地方自治体の最高法規（市の基本ルール

定に取り組んでおり、農業拠点複合施設の整備など各種施策を計画しています。

農地を保全していくためには、従来からの農家以外の方が農業に興味を持ち、可能ならば農業に従事していただければ、

とも思いますが、実際に農地を借りて農業を始めるのは大変難しいことです。

そこで市では、市が農家の方から土地を借り、市から市民の皆さんに農地を貸し出す「市民農園」を、今年度開設すること

にした

新たな農業へ

・約束事）となります。

★条例作りが必要な理由

市の自治基本条例が必要となった大きな理由は、二つあります。

(1)自治体の自主・自立の重要性増大

まず、地方分権の進展に伴い地方自治体の自主性・自立性が今までよりも増したことがあります。「地域

のことは地域自らが決定し、その責任も地域自らが負う」とする地方分権の考

ただ、農業に興味を持つている方でも、趣味の農作業を楽しみたい方から就農を考えている方まで、様々だと思っています。

このような多様なニーズに対応するため、目的別に家庭農園・援農育成農園・就農支援農園・援

農、就農希望者用の研修農園と種類を分け、利用できる農地面積、賃貸料もそれぞれに設定し、誰もがそれぞれの目的に応じて利用できる市民農園にしたいと考えています。

また、すでにお知らせしたとおり、4月にオー

市長 内野 優

るためには、「何を、どうすべきか」を決定する際のルールを作る必要があります。

★内容は「自治の基本理念」「市民の権利と責務」など

主な内容としては、自治の主体は市民であることを基本とした、「自治の基本理念」「市政運営の基本原則」、「市民の権利と責務」「市議会・市長（行政）の責務」、「情報の公開」「市民参加」「住民投票」、などが盛り込まれる予定です。

※今後、同条例の素案について市民のみなさんからご意見を募集し、条例案を作成、市議会へ提案を予定しています。素案内容については、本紙5月15日号や市ホームページに掲載をします。

企画政策課（☎235・4634）。

行政相談ご利用ください

〈3人の委員が対応します〉



▲神森氏 ▲上田氏 ▲碓井氏

行政相談委員の加藤沙彌子氏の退任に伴い、上田裕敬氏（うへだ・ひろのり、門沢橋在住）、碓井雅巳氏（うすい・もとみ、上郷在住）が新任され、神森利彦氏（かみもり・としひこ、大谷在住）が再任されました。

これにより、行政相談委員が3人になりました。任期は今年4月1日～平成21年3月31日の2年間です。

行政相談委員は、市町村長の推薦に基づいて総務大臣が委嘱するものです。国・県・市の仕事に関する苦情や意見・要望を受け、その解決への支援をしています。お気軽にご相談ください。

【行政相談委員】（50音順）

- ◇上田裕敬＝門沢橋4－11－1 ☎238・7676
- ◇碓井雅巳＝上郷1－15－7 ☎233・7270
- ◇神森利彦＝大谷3424－2 ☎231・5387

☎ 広聴相談課（☎235・4567）。

加藤氏に総務大臣感謝状



行政相談委員を7年11ヵ月にわたり務め、3月31日に退任した加藤沙彌子氏（＝写真右）に4月10日、総務大臣から感謝状が贈られました。

自助＝共助＝公助 地域福祉計画地区別計画を策定 市民等と行政との協働深める内容

市では、「海老名市地域福祉計画地区別計画」を策定しました。これは、平成16年11月に策定した「海老名市地域福祉計画」を地域の実情に合わせて進めていくための計画です。このため、市を5地区（東部・北部・中部・西部・南部）に分け、自治会役員や地区民生委員などで地区委員会を組織し、地区と行政が一体となって検討してきました。

内容は、市の地域福祉テーマである「自助Ⅱ共助Ⅱ公助」の視点から、行政と市民、社会福祉協議会、NPO法人等との協働を深めるものとなっています。

計画書は福祉総務課窓口で配布中です（市ホームページにも掲載）。

☎ 同課（☎235・4820）。

人権擁護委員に山田氏再任

人権擁護委員に、山田憲政氏（やまだ・のりまさ、中新田在住）、が再任されました。任期は今年4月1日～平成22年3月31日の3年間です。

人権擁護委員は、人権識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方を市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱します。市内には、8人の人権擁護委員がいますので、お気軽にご相談ください。

【人権擁護委員】（50音順）

◇伊藤清子Ⅱ大谷4057

- 12、☎232・7315
- ◇大西幸道Ⅱ国分北213
- 140、☎231・5074
- ◇柴崎政光Ⅱ上今泉117
- 14、☎231・5457
- ◇高橋祐子Ⅱ杉久保126
- 9、☎238・4847
- ◇土屋喜良Ⅱ柏ヶ谷33☎233
- 1982
- ◇西海久子Ⅱ中野18☎238
- ・3928
- ◇二見隆江Ⅱ本郷5204
- 10、☎238・5574
- ◇山田憲政Ⅱ中新田210
- 15、☎232・6633
- ☎ 広聴相談課（☎235・4567）。